

健康保険で柔道整復師にかかれるのは制限がありますので
ご注意ください

健康保険で柔道整復師の施術が受けられるのは次の場合だけです

健康保険は、あくまでケガの治療を目的としたものにしか使うことはできません。そのため、筋肉痛や慢性的な腰痛・肩こりを解消するためのマッサージなどには、健康保険を使うことはできません。

次の場合のみ、健康保険が使えますので、理解したうえで、接骨院・整骨院にかかるようにしましょう。



1 負傷原因

◆業務上または通勤途中のケガでないこと

業務上または通勤途中でケガをした場合は労災保険の扱いになります。

2 負傷内容

◆ねんざ・打撲・肉離れであること(医師の同意があれば、骨折・脱臼の場合も健康保険が使えます。応急処置のみ同意がなくても可)

慢性的な肩こり・腰痛、スポーツによる筋肉痛、病気(リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等)からくる痛みには健康保険は使えません。

3 「療養費支給申請書」への署名

◆内容がきちんとあっていること

内容が誤っていた場合、健康保険が使えないこともありますので、右の項目を必ず確認してから署名をしてください。

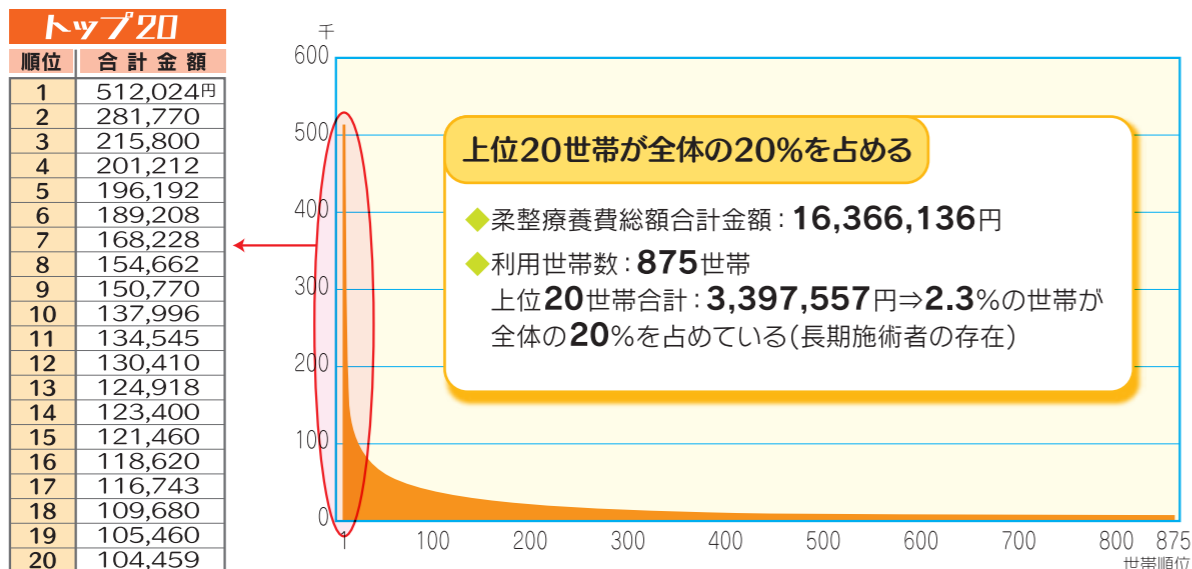


一口メモ

「療養費支給申請書」は、必ず内容を確認したうえで署名しましょう

療養費支給申請書は、柔道整復師が患者のかわりに作成しています。施術を受けた内容が正しく記載されているか確認のうえ、署名するようにしてください。この内容をもとに健康保険組合へ健保分が請求されることになります。

平成21年12月～平成22年11月(1年間) 利用金額トップ20



入院や手術で医療費が高額になったときに安心の制度があります

「限度額適用認定証」を事前に申請しておけば、入院時の窓口負担額が軽くなります



70歳未満の方は、入院時に医療機関へ「限度額適用認定証」を提示すると、窓口での負担額が自己負担限度額までで済みます。

ただし、「限度額適用認定証」の交付を受けるには、事前に健保組合への申請が必要です。入院で医療費が高額になることが予想される場合は、健保組合にお早めに申請してください。

時間外、休日、深夜の受診は加算がついて割高になります

医療機関への賢いかかり方

初診料や再診料は、医療機関を受診するときにかかる最低限の費用です。もし、診療時間外や休日(日曜・祝日などの休診日)、深夜に受診した場合、診療時間内の費用にさらにそれぞれ加算がついて割高になってしまいます。医療機関を受診するときは、診療時間を確認し、緊急の場合を除き、診療時間内に受診しましょう。

また、患者が任意に診療を中止し、1カ月以上経過してから再び同じ医療機関を受診する場合、その診療が同じ病名または同じ症状によるものであっても、その際の診療は初診として扱われますので注意しましょう(1カ月の期間計算は暦月によるもので、例えば3月10日から4月9日のように計算します)。



■一般の初診料および再診料		時間外加算 (診療時間外)	休日加算 (日曜・祝日などの休診日)	深夜加算 (午後10時～午前6時)	
医科	初診料	(診療時間内の場合 2,700円)	+850円	+2,500円	+4,800円
	再診料	(診療時間内の場合 690円)	+650円	+1,900円	+4,200円
歯科	初診料	(診療時間内の場合 2,700円 ただし、開業医は 2,180円)	+850円	+2,500円	+4,800円
	再診料	(診療時間内の場合 690円 ただし、開業医は 420円)	+650円	+1,900円	+4,200円

健保ホームページのご案内

●アドレス…<http://www.nichirei-kenpo.or.jp/> ●パスワード…2101knp



「保養所利用ガイド」や「健保が行う健診」をはじめ、他にも便利な情報が満載です。また、各種申請書類のダウンロードもできます。ぜひご利用ください。